

保育人材確保対策貸付事業申請者チェックリスト

【潜在保育士就職準備金貸付】

下記のチェックに全て当てはまる方が申請いただけます。詳細な条件もありますので、必ず貸付手引きも併せてご覧ください。

	貸付対象者の要件	チェック欄
Q1	週に20時間以上勤務していますか。(雇用保険に加入し、週20時間以上の就業が確保されていること)	<input type="checkbox"/>
Q2	保育所等に新たに雇用されましたか。(他府県から引っ越しして来られる方も含む。)	<input type="checkbox"/>
Q3	保育士資格は取得済ですか。(新卒者を除く)	<input type="checkbox"/>
Q4	他府県で同様の貸付を受けていませんか。	<input type="checkbox"/>
Q5	保育士修学資金貸付における就職準備加算を受けていませんか。	<input type="checkbox"/>
Q6	兵庫県内で実施の就職準備金貸付を以前に受けたことはありませんか。	<input type="checkbox"/>
Q7	勤務地は神戸市外にある、認可を受けた保育園・認定こども園等下記に記載してある施設ですか。	<input type="checkbox"/>
Q8	2年間継続して勤務をすることをご理解されていますか。	<input type="checkbox"/>
Q9	当事業は貸付であることをご理解の上、返済に無理のない内容の申請を行おうとしていますか。	<input type="checkbox"/>
Q10	購入品は <u>下記の内容に沿った物</u> で、且つ明細書(レシート)または領収書はありますか。	<input type="checkbox"/>

【就職準備金の使途で認められている物】全て領収書または明細(レシート)が必要です。

- ・通勤に使用する、自転車(雨風よけカバー等等)、バイク、車
- ・職場で使用する、仕事着(ジャージ、園指定服、私服、エプロン等)運動靴、保育本、文房具、読み聞かせ練習用絵本
- ・職場で使用する、電子ピアノやミシン、パソコンやプリンター(設置費や作業費は含めません)、カメラ(5万円以上の場合、施設長の購入許可が必要)
- ・復職に伴い、研修会等に参加した場合の研修費、幼稚園免許更新講習費(他で補助されていない場合)
- ・お子様を保育園等に預ける際に必要な物(布団や衣類等)、チャイルドシート、名前シール等
- ・引っ越しにともなう、敷金、礼金、引っ越し費用(他府県や他市へ引っ越しする場合のみ)
- ・入職前健康診断の費用、インフルエンザ等のワクチン接種費用、感染予防のためのマスクやアルコール消毒

【就職準備金の使途として認められていない物(今まで問合せのあった物の一例)】

- ・家具、家電用品(掃除機や食洗器、加湿器や空気清浄機等)、携帯電話
- ・1点当たりが何万円もする高級ブランド品の鞆、服、靴、時計等
- ・化粧品類(ハンドクリームや日焼け止めも含む)・矯正下着や下着、コンタクトレンズや眼鏡、サングラス、美容院代、薬代
- ・近隣での引っ越しに伴う引っ越し費用(敷金・礼金等)
- ・申請者や就職と同時に保育所等へ預けるお子さん以外(夫や小学生以上の子ども等)の衣類や物品等
- ・ぬいぐるみや玩具等勤務先の備品として使用される物

保育所・認定こども園等とは次の施設を言い、公立施設も含まれます。ただし、神戸市域に所在する施設は除きます。

- ① 認可保育所
- ② 認定こども園(全ての類型を含みます。)
- ③ 幼稚園(預かり保育保常時実施しているか、1年以内に認定こども園に移行予定の施設)
- ④ 市町村の認可を受けた小規模保育事業・事業所内保育事業・家庭的保育事業
- ⑤ 市町村に届出をした病児保育事業・一時預かり事業
- ⑥ 認可外保育施設(宝塚市の「指定保育所」川西市の「地域保育園」に限る)
- ⑦ 児童育成協会から助成を受けている企業主導型保育事業